資料６

令和５年度第２回空家等対策協議会のご意見について

１．　オンラインセミナー及び相談会について

（１）ご意見の要旨

①他市の事例で、オンラインでセミナーを開催しており、対面形式とは参加される年齢層が異なるため、これから相続する方にも情報提供や発信できるのではないか。

②セミナー等において、相談会も併せて行うことで個別の空家等に対し有効な解決策を提案できるのではないか。

③手軽に確認できる市の公式ＬＩＮＥで広報できないか。

（２）オンラインセミナー及び相談会の実施について

資料３　１．オンラインセミナー及び相談会について　参照

２．　提案型空家等利活用促進補助制度の基準について

（１）ご意見の要旨

耐震基準に関して、国の補助基準に適合する必要があるため、費用面での負担が大きく、活用できない

（２）提案型空家等利活用促進補助制度の見直しについて

耐震基準の見直しを行う。その他、事業期間についても緩和する方向で行う。

３．　空家バンクの運営方法の見直しについて

（１）ご意見の要旨

発信のみ市が行い、立ち合い等以降は民間会社に仲介として参画してもらってはどうか。

（２）空家バンクの運営方法の見直しについて

登録をしている所有者の多くは、民間会社に仲介等を委託することに対し心理的なハードルを感じている方が多く、今後必要に応じて検討を行う。

４． 片付け補助の創設について

（１）ご意見の要旨

空家の処分において、残置物の処分が課題であることがあるため補助制度を創設できないか。

（２）片付け補助の創設について

空家の処分において、残置物の処分が課題の１つであると考える。補助制度に拘らず、連携団体と残置物の処分に関して、情報やサービスの提供等も踏まえ検討を行う。

５． 中古住宅流通促進補助の補助対象者について

（１）ご意見の要旨

市外からの転入者を対象としているが、市内在住の方も対象にできないか。

（２）中古住宅流通促進補助の補助対象者について

移住にも期待した補助制度としているため、市外からの転入者を補助対象者としている。空家等の予防、利活用の観点から、補助対象者を拡大できないか検討する。